

経営改善保管運送費支援事業助成要領

制定平成 27 年 5 月 15 日

27 水漁第 382 号水産庁長官承認

改正平成 28 年 4 月 1 日

28 水漁第 26 号水産庁長官承認

水産加工業支援センター

水産加工業支援センター（以下「支援センター」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）「水産関係民間団体事業補助金交付要綱」（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知。）「水産関係民間団体事業実施要領」（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 944 号農林水産事務次官依命通知。）及び「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に基づき水産加工業経営改善支援事業を実施するため、以下のとおり経営改善保管運送費支援事業助成要領（以下「助成要領」という。）を定める。

（事業の目的）

第 1 条 近年、著しい気候変動の影響を受け、漁獲物の水揚げ時期・水揚げ場所が激しく変動する中、国民に対する水産物の安定供給及び水産加工業者の経営改善を図るため、国産加工原料の確保を支援する。

（事業の内容）

第 2 条 支援センターは、水産加工業者経営診断委員会設置要領（平成 27 年 4 月 30 日付け 27 水漁第 289 号水産庁長官承認。以下「委員会設置要領」という。）に基づき、経営改善に前向きな水産加工業者を公募し、支援センターが設置する水産加工業者経営診断委員会（以下「診断委員会」という。）において、第 3 条の支援対象加工業者の選定及び第 6 条の取組事業計画書の審査を行い、この結果について水産庁長官の承認を得た上で、支援対象となる水産加工業経営改善取組事業（以下「取組事業」という。）に対して、第 5 条に基づき助成金を交付するものとする。

（支援対象加工業者）

第 3 条 取組事業を実施する者（以下「支援対象加工業者」という。）は、経営改善に前向きな水産加工業者であって、診断委員会が診断・選定等を行った者とする。

（取組事業の要件）

第4条 支援対象となる取組事業の要件は、以下の(1)から(4)の全てを満たすこととする。

- (1) 気候変動の影響による国産水産物の水揚げ時期・水揚げ場所の変動等により、支援対象加工業者が原料調達方法を大幅に変更するものであること
- (2) 国産水産物を安定的に確保することとしていること
- (3) 支援対象加工業者の経営改善に資するものであるとともに国民に対する水産物の安定供給に資するもの
- (4) 「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」(平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知)第3に掲げる浜の活力再生プラン地域水産業再生委員会の構成員であること又は同プラン策定地域から原材料を調達している等関連性のあるものであること。

(助成対象経費及び助成率)

第5条 助成対象経費は、以下の(1)から(4)の経費とし、助成対象経費の1/2を上限として助成金を交付するものとする。

- (1) 運送経費
- (2) 冷蔵、冷凍庫、倉庫入出庫料及び保管料
- (3) 水産物の買取に要する借入金の金利(取組実施者の、加工原料の調達に係る買取代金の支払の日又は当該支払に充てるための借入金の貸出日のいずれか遅い日から起算し、加工品の販売代金の受取日又は販売に係る契約の日の翌月末日のいずれか早い日までの期間に係る借入金に対する金利)
- (4) 水産物の販売受託に要する借入金の金利(取組実施者の、加工原料の調達に係る仮払代金の支払の日又は当該支払に充てるための借入金の貸出日のいずれか遅い日から起算し、加工品の販売代金の受取日又は販売に係る契約の日の翌月末日のいずれか早い日までの期間に係る借入金に対する金利)

(取組事業計画書の作成)

第6条 支援対象加工業者は、別記様式第1号により年度水産加工業経営改善取組事業計画(以下「取組事業計画書」という。)を作成し、支援センターに提出するものとする。なお、これを変更しようとする場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第2号とする。

(取組事業計画書の審査・承認)

第7条 支援センターは、学識経験者、有識者、専門家等からなる診断委員会を開催し、取組事業計画書について審査を行い、その審査結果を、運用通知に定められた様式により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。

(助成金の交付)

第8条 取組事業計画書の承認を受けた支援対象加工業者は、支援センターが別に通知する提出

期限までに、支援センターに対し別記様式第3号により助成金の交付申請を行い、支援センターは適当と認める場合に、支援対象加工業者に助成金の交付を決定する旨の通知を行うものとする。この場合において、支援センターは、あらかじめ、支援対象加工業者に対して助成金の交付の割当の内示をするものとする。なお、これを変更、中止又は廃止しようとする場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第4号とする。

(交付の条件)

第9条 次に掲げる事項は、支援センターが助成金の交付の決定をする場合に付する条件とする。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、規則及び助成要領の目的等に従い、善良な管理者の注意をもって取組事業を実施し、いやしくも助成金の他の用途への使用をしてはならないこと。
- (2) 支援対象加工業者は、取組事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、支援センターの承認を受けなければならないこと。ただし、第10条に定める軽微な変更を除く。
- (3) 支援対象加工業者は、取組事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ、支援センターの承認を受けなければならないこと。
- (4) 支援対象加工業者は、取組事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに支援センターに報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 支援対象加工業者は、取組事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しなければならないこと。

(軽微な変更)

第10条 第9条(2)の規定により支援センターが定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定の取消等)

第11条 支援センターは、第9条(3)の取組事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8条の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 支援対象加工業者が、法令、本助成要領又は法令若しくは本助成要領に基づく支援センターの処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 支援対象加工業者が、助成金を取組事業以外の用途に使用した場合
- (3) 支援対象加工業者が、取組事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、取組事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 支援センターは、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 支援センターは、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

(助成金の概算払)

第12条 支援対象加工業者は、助成金の概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号により概算払請求を行い、支援センターは、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。

(状況報告)

第13条 支援対象加工業者は、別記様式第6号により、事業開始後の6月末、9月末及び12月末における取組事業の遂行状況を作成の上、それぞれ翌月15日までに支援センターに提出するものとする。

(事業実績の報告及び助成金の精算払)

第14条 支援対象加工業者は、取組事業終了後から1カ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第7号により実績報告書を作成し、支援センターに提出するとともに、別記様式第8号により精算払請求書を作成し、支援センターに助成金の交付を申請するものとする。

- 2 支援対象加工業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額(助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。
- 3 前項ただし書により交付の申請をした支援対象加工業者は、実績報告書を提出するに当たって、前項ただし書に該当した当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第2項ただし書により交付の申請をした支援対象加工業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(第1項の規定により報告した額が減じた額を上回る部分の

金額)を別記様式第9号により速やかに支援センターに報告するとともに、支援センターの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第15条第1項の確定のあった翌年6月20日までに、同様式により支援センターに報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第15条 支援センターは、実績報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、支援対象加工業者に対して助成金を支払うものとする。

2 支援センターは、支援対象加工業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その額を超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、支援センターは、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(指導)

第16条 支援センターは、取組事業の円滑な実施を図るため、必要に応じ、取組事業に係る実地調査を実施するとともに、関係書類の提出を求めるものとする。

2 支援センターは、取組事業により保管している水産物については、他の水産物と区分して整理する等必要に応じ支援対象加工業者を指導するものとする。

(特許権等の取得報告等)

第17条 支援対象加工業者は、取組事業の実施の結果、得られた技術開発が特許権、実用新案権、意匠権(以下「特許権等」という。)の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続きをとるとともに、別記様式第10号の特許権等出願届出書を支援センターに提出しなければならない。

2 支援対象加工業者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく別記様式第11号の特許権等取得届出書を支援センターに提出しなければならない。

3 支援対象加工業者は、第1項の規定により取得した特許権等の利用又は処分する場合の手続きについては、次のとおりとする。

(1) 取組事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降5年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記様式第12-1号により事前に支援センターと協議する。

(2) 取組事業を実施した年度の翌年度以降5年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記様式第12-2号により支援センターに報告する。

(水産加工業協同組合等の経由)

第 18 条 支援対象加工業者は、所属する水産加工業協同組合等(以下「水産加工協等」という。)を經由して、第 8 条の助成金の交付、第 12 条の助成金の概算払、第 13 条の状況報告、第 14 条の実績報告及び助成金の精算払を行うことができる。

2 前項により、水産加工協等が支援センターに提出する場合において、「別記様式第 1 号」を提出する場合は「別記様式第 1 - 1 号」、「別記様式第 2 号」は「別記様式第 2 - 1 号」、「別記様式第 3 号」は「別記様式第 3 - 1 号」、「別記様式第 4 号」は「別記様式第 4 - 1 号」、「別記様式第 5 号」は「別記様式第 5 - 1 号」、「別記様式第 6 号」は「別記様式第 6 - 1 号」、「別記様式第 7 号」は「別記様式第 7 - 1 号」、「別記様式第 8 号」は「別記様式第 8 - 1 号」及び「別記様式第 9 号」は「別記様式第 9 - 1 号」の様式による。

(その他)

第 19 条 この助成要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、水産庁及び支援センターが協議の上、定めるものとする。

別表

経費	助成率	重要な変更
<p>(1) 運送経費</p> <p>(2) 冷蔵、冷凍庫、倉庫入出庫料及び保管料</p> <p>(3) 水産物の買取に要する借入金の金利(取組実施者の、加工原料の調達に係る買取代金の支払の日又は当該支払に充てるための借入金の貸出日のいずれか遅い日から起算し、加工品の販売代金の受取日又は販売に係る契約の日の翌月末日のいずれか早い日までの期間に係る借入金に対する金利)</p> <p>(4) 水産物の販売受託に要する借入金の金利(取組実施者の、加工原料の調達に係る仮払代金の支払の日又は当該支払に充てるための借入金の貸出日のいずれか遅い日から起算し、加工品の販売代金の受取日又は販売に係る契約の日の翌月末日のいずれか早い日までの期間に係る借入金に対する金利)</p>	1 / 2 以内	経費の欄に掲げる(1) から(4) の項目の追加又は廃止